

倉内隔壁の数に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

倉内隔壁の数に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 C13.1.4 では、船舶の水密隔壁の総数を区画浸水計算に基づき定める場合であっても、損傷後の復原性について十分な検討がなされている船舶については当該区画浸水計算の省略を認めている。

一方、鋼船規則 C 編 4 章は確率論に基づく損傷時復原性要件を規定しており、これに適合する船舶も、損傷後の復原性について十分な検討を行っているものとみなせることから、当該区画浸水計算が省略できるよう、関連規定を改めた。

併せて、鋼船規則検査要領 C13.1.4 に規定する倉内隔壁の数を減じる場合の隔壁省略願いの提出の要件について、倉内隔壁の数を減じる場合の条件と整合するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 倉内隔壁の数を定める際に浸水計算を省略できる船舶として、C 編 4 章の要件に適合する船舶を加えた。
- (2) 特殊な船舶として隔壁の総数を減じる場合を除き、隔壁省略願いの提出が不要である旨改めた。